

再委託に関するガイドライン

下関市公営施設管理公社

第1. 目的

再委託については、法令上禁止される行為とはなっていませんが、国内においては、一部の業務について、無断で再委託が行われたり、入札に参加していた者に再委託を行う、所謂「相互供給」が行われるなど、社会通念上不適当を思われる事態が見られることから、この度、再委託の適正化を図るため、その基準と運用について定めるものです。

第2. 対象業務

委託業務（委任又は請負とする役務の提供）とします。

第3. 再委託の制限

市の指定管理事業にかかる基本協定においては、「本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」として、一括再委託の禁止、及び当該契約の本質ともいえる主要部分について、禁止規定を設けています。

本ガイドラインでは、概ね契約金額の二分の一以上に相当する業務についても、追加して禁止することとします。

また、市が指定又は認める軽微な部分については、予めの協議により、承諾を要しないものとします。

第4. 再委託ができるのは、次の要件のいずれかに該当する場合とします。

- ① 補助的、付随的な業務で、容易に扱える内容であること。
- ② 主たる部分に支障を及ぼすものでないこと。
- ③ 職員の直営より、経費の節減が図れること。
- ④ 業務の内容が、技術・技能を要する場合で、職員での対応が困難なとき。
- ⑤ 事業所の管理運営上の時間的制約から、外注することが望ましいとき。
- ⑥ 緊急その他やむを得ない事情があると認められるとき。

第5. 再委託する場合に配慮すべき事項

- ① 複数施設の一括契約など契約内容の効率化を図ること。
- ② 但し、地元業者の受注機会の確保を図ること。
- ③ 基本協定の初年度の節目には、原則として、指名競争入札とすること。

- ④ 指名にあたっては、管轄及び地域バランスも考慮すること。
- ⑤ 職員による確認など十分な監督、チェックを行うこと。

第6. 再委託先の選定は、次の事項を参考とします。

- ① 企業の社会的信用性
株式上場 市登録業者 商工会議所会員 経営ポイント など
- ② 企業規模
資本金 従業員数 売上高 など
- ③ 営業体制
緊急時対応 連絡網の整備 など
- ④ 営業実績
過去2年間の営業成績 業務上の事故・トラブルの発生度
アフターサービス度 仕上がり程度 契約期限の厳守 など
- ⑤ 地域貢献度
有・無 (有の内容 :

)

第7. 再委託先の個人情報の保護については、当社が平成27年4月に認証を受けたPMSの要求事項、マニュアル、手順書等の規定に基づき、再委託先の適切な監督を行います。

なお、相手方が適正かどうかの個別の判断は、所定の「委託先評価表」により判断することになります。

第8. 周知

- ① 本ガイドラインは、会社の公式HPに掲載します。
- ② 契約時に、本ガイドラインを配布します。

第9. 適用

平成27年6月1日からとします。